

行政データの利活用に関する有識者会議

～論点整理等資料～

令和4年7月5日
企画調整局 政策課

論点に対応するデータ内容等の整理等

論点に対応するデータ内容等の整理①

	論点① 職員	論点③ 市民
共有主体	職員	市民
守秘義務	ある	ない
共有環境	インターネット環境と切り離された LGWAN環境 （総合行政ネットワーク※）	インターネット環境
共有するデータ	統計加工データ （秘匿化されていないものも含む） （センシティブではないもの） （そもそもオープンデータだったもの）	統計加工データ （完全に秘匿化されたもの） （センシティブではないもの） （そもそもオープンデータだったもの）
共有するデータの 状態	ダッシュボード（統計加工データ）	オープンデータ（統計加工データ） ※ ダッシュボードで表現する場合もある（わかり易い情報発信）

※ LGWANとは、都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワーク（庁内LAN）を相互接続し運用されている高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク

論点に対応するデータ内容等の整理②

	基幹系システム	庁内データ連携基盤		オープンデータ	今回の議論の対象
		データレイク	Tableauサーバ		
データの内容 (今回の議論の対象)	RAWデータ 個票	抽象加工データ (仮名加工情報) 個票	統計加工データ (統計情報) 秘匿化されていないデータ含む	統計加工データ (統計情報) 完全秘匿化	企業への提供
共有又は公開するデータの状態			ダッシュボード	2次利用可能な統計加工データ ※ダッシュボードで見える化する場合がある	
個人情報か	個人情報	個人情報	個人情報ではない ※正確には個人情報ではない状態にする	個人情報ではない	
データへのアクセス		権限のある一部の職員	職員 ※守秘義務ある	市民等	企業 ※手数料が必要
環境	LGWAN環境 (個人番号利用事務系)	LGWAN環境	LGWAN環境	インターネット環境	インターネット環境
(改正)個人情報保護法					匿名加工データ (匿名加工情報) 個票

論点①

論点③

今回の議論の対象

個票

個票

個票

全体イメージ

LGWAN環境（職員しか見れない）

論点①

論点③

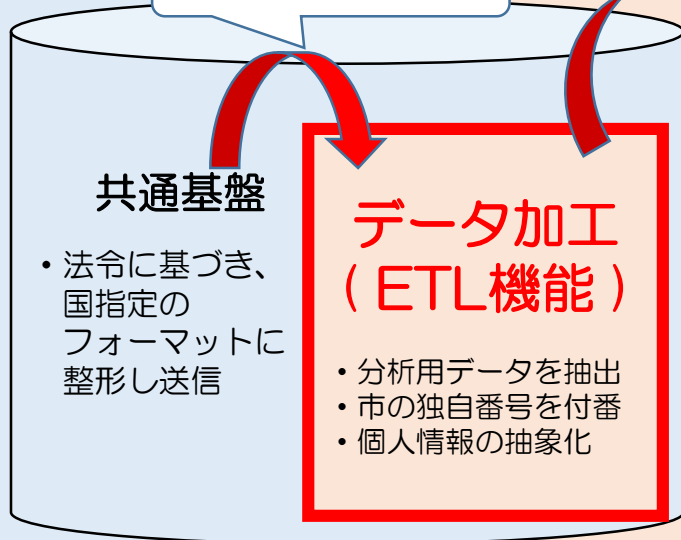
各基幹系システム

税務オンラインシステム

住基オンラインシステム

国保オンラインシステム

⋮



庁内データ連携基盤

データ加工 (ETL機能)

- 分析用データを抽出
- 市の独自番号を付番
- 個人情報の抽象化

分析用データサーバ (データレイク)

AWS

一般職員

閲覧

分析結果用データサーバ (ダッシュボード)



インターネット

オープンデータ

完全に秘匿化された統計加工データ

閲覧

市民

完全な個人情報

RAWデータ

抽象化された個人情報

抽象加工データ

個人情報ではない統計情報

統計加工データ

【用語説明①】

○「要配慮個人情報」とは、

不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取り扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法に定められた情報である。(1)人種、(2)信条、(3)社会的身分、(4)病歴、(5)犯罪の経歴、(6)犯罪により害を被った事実等のほか、(7)身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、(8)健康診断その他の検査の結果、(9)保健指導、診療・調剤情報、(10)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件の処理が行われたこと、(11)本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する処理が行われたこと、(12)遺伝子検査結果等のゲノム情報、が該当する。

○「仮名加工情報」とは、 ※抽象加工データ

「個人情報」を加工して、加工のもととなる「個人情報」の一部を削除または他の記述に置き換えることで、ほかの情報と照合（照らし合わせ）しないと特定の個人を識別することができないようになったデータ。第三者提供は原則禁止されている。

○「匿名加工情報」とは、 ※匿名加工データ

個人情報を、特定の個人を識別できないようかつ復元することもできないよう加工して作成された情報である。

例えば、個人情報データベースから、氏名を削除したり、住所や生年月日などを抽象化することで、特定の個人を識別できないよう加工して作成される。「匿名加工情報」は、本人の同意なく第三者へ提供することが可能だが、その取り扱いについては、事業者に一定の義務が課される(個人情報保護法43条～46条)。

【用語説明②】

○「統計情報」とは、 ※統計加工データ

「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するもの」と定義される。「集計」後のデータである点で「匿名加工情報」と異なる。一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものである。もっとも、統計情報のサンプルが非常に少ない場合や、項目の定義によっては、個人が特定できてしまう可能性もあるため、注意する必要がある。この「統計情報」については、個人データ(個人情報)でも匿名加工情報でもないため、本人の同意なく第三者提供も可能となる。

○「秘匿処理（秘匿化）」とは、

統計調査の集計結果表を作成する際、ある区分に該当する客体数が少なく、その結果、数値を公表することにより、調査客体の個別の情報が判明してしまう恐れがある場合は、該当するセルを実際の数値ではなく別の値に置き換える・非表示にするなど、秘匿処理を行っている。

○「照合の容易性」とは、

通常の業務における一般的な方法で他の情報と容易に照合することができること。個人情報は、特定の個人を識別できる情報であるがそれよりもやや広い。他の情報と照合(連結)すれば、容易に個人を特定できる、というものも含まれる。実際には、他の情報と連結して個人を識別できるのが「容易かどうか」がはっきりしないこともある。基準としては、通常の業務の中の一般的な方法で個人を特定できる(連結できる)か、どうかで判断することになる。

地方公務員の守秘義務

地方公務員法 第三十四条（秘密を守る義務）

- 1 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

懲戒処分の指針（神戸市）

事由	事例	処分量定
守秘義務 違反	ア. 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
	イ. アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	免職
	ウ. 過失により職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に支障を生じさせた職員	停職，減給又は戒告

情報公開制度における公開・非公開の判断

公文書とは

(条例第2条第1項)

- 1 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録
- 2 当該実施機関の職員が組織的に用いるもの
- 3 当該実施機関が保有しているもの と定義

情報公開制度とは

公開請求書を受付けた請求日段階で保有する公文書の中から請求者の趣旨の合う公文書を特定し、行政処分として公開・部分公開・非公開等の決定を行うもの

公開・非公開の判断 (条例第10条第1～6号)

1. 原則公開
2. 非公開情報 (条例第10条第1～6号) に該当するか
 - (1) プライバシー情報 氏名・住所・疾病・財産
 - (2) 法人等情報 生産技術・ノウハウ・取引先・財務経理
 - (3) 生命等保護情報
 - (4) 審議検討等情報 行政としての最終決定前の審議, 検討, 協議の過程にある情報
 - (5) 事務事業執行情報 監査・取締り・試験・人事管理
 - (6) 法令秘情報

※ 実際の公開・非公開の判断は、当該基準に基づき「所管課」が判断

オープンデータの定義

オープンデータとは

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布など）できるよう、

次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ

1. 営利目的、非営利目的を問わず
二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

参照：オープンデータ基本指針

（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）

オープンデータと情報公開制度の違い

項目	オープンデータ	情報公開制度 (地方公共団体の条例)
目的	公的機関が保有するデータを、機械判読に適した形式でインターネット上で公開し、(1)国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化、(2)行政の高度化・効率化、(3)透明性・信頼性の向上を図る。	行政の透明化を図るために条例に基づいて住民からの公開請求の手続きにより、行政文書の写しを請求者に提供する。
対象	地方公共団体が保有する二次利用が認められる情報 (データ)	行政文書 (各地方公共団体の情報公開条例に基づく非開示情報を除く)
二次利用	CCライセンスなどを採用しており、商用利用を含め二次利用可能。	地方公共団体により扱いが異なる (商用利用を含め二次利用に制限を設けている場合がある)。
媒体	CSVやExcelなど機械判読可能なデータで提供される。 APIを利用することで自動アクセス (アプリ等からの直接アクセス) に対応している場合もある。	通常は行政文書の写しが紙媒体で提供されるが、オンラインやCD-ROM等により電子データで提供される場合もある。 電子データの場合であっても、データ形式は文書専用ソフトで作成されたままのものが多く、一般的に機械判読性は低い。
時間	ホームページやポータルサイトからダウンロードするため、ほとんど時間がかからない。	開示決定は開示請求から一定期間 (14日など) を要するため、情報の入手に時間を要する。
費用	利用者の負担なし。	コピー代等の実費については申請者が負担する地方公共団体が多く、コピー等を伴わない閲覧のみであっても費用を徴収する地方公共団体もある。
手続き	ホームページやポータルサイトなどインターネット上に公開されているため、手続きは不要。どこからでも、誰でも自由に利用することが可能。	開示の請求のほか、開示の方法や条例で定められている事項を申し出るなどの手続きが必要。一部の地方公共団体では、該当地域の住民等に申請を限定しているところがある。

(注) 情報公開制度について、国の行政機関等が保有する文書については法律 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律) に基づき国の行政機関等に請求することになるが、地方公共団体が保有する文書については各地方公共団体が定める条例に基づき地方公共団体に請求することになる。

データ利活用関係研修の現状と今後の方向性 ～データ利活用人材の育成～

	初級（Cランク）		中級（Bランク）	上級（Aランク）
統計理論・実務	統計基礎研修	データアカデミー (重回帰分析まで)		—
統計局(国)	初級		中級(重回帰分析、各種検定等)	上級(AI理論等)
意識啓発 (ITリテラシー向上)	課長・係長昇任時研修 3年次研修 新規採用研修など	対象者は全員受講		—
セキュリティ	情報セキュリティ		毎年、全員受講	—
	GIS使い方研修(オンライン)			—
専用ソフト	—	—	—	BIツールを使ったダッシュボード作成研修
	エクセル初級 (パソコンスキル研修)	エクセル中級 (ピポットテーブル等)	エクセル中級 (使い方・実践編)	—
プログラミング	—	プログラミング入門 (Python・SQL・R等) ※ オンライン学習		プログラミング中級・上級 (Python・SQL・R等) ※ オンライン学習
政策立案研修	ダッシュボードを活用した政策立案研修			—
大学との連携	—	RIDX (講義+実習)		—

※ 上記研修プログラムとは別に、職員研修所が提供する学習管理システム(LMS)内でのeラーニング、総務省統計局のオンライン講座、神戸市のDX研修ポータル等、職員がいつでも学べるオンライン研修の環境を整備

有識者意見の内容と神戸市の考え方の整理

論点①

論点①- 1

ダッシュボードがセンシティブかどうかの基準について

(論点についての神戸市の当初の考え方)

作成したダッシュボードについて、差別に繋がるもの、市民の利益が害されるリスクが考えられるものなどを、可能な限り類型化した上で、個別に判断し共有するかしないかを決めていく予定

(主な委員からのご意見)

- 庁内で利用する場合は政策立案のための利活用のものであり、庁外にオープンにならない前提で、ルールを作る必要がある。
- 考え方として、行政データそのものがセンシティブであるというリスク、作成したダッシュボードの見せ方がセンシティブであるというリスクの2つがある。
- センシティブをどういう意味で使っているのかの定義をした方がいい。例をみると【差別・個人の利益を害される】、いまの話でいくと【個人を特定される】という意味かと思う。きちんと定義した方がいい。
- 基準を決める際に、できる限り客観的な第三者の根拠となるデータを持っている方がよい。私が行った調査では、ヘルスケア・所得・位置情報は行政に使用されたくない、住所・世帯構成・性別などは問題ない、という結果。この調査は全国のもの、神戸市民を対象とした意識調査データを取ってもいいのではないか。
- どういうダッシュボードが差別につながるのか議論が必要である。
- EBPMの考え方としては、基本的には庁内でダッシュボードを共有することはよいと思うが、どういう事態を懸念しているのかが分かればよいと思う。
- センシティブなものもダッシュボードの粒度で判断が変わってくる。

論点①-2

「センシティブなダッシュボード」と誰が判断するのか

(論点についての神戸市の当初の考え方)

企画調整局政策課でダッシュボードの提案をし、企画調整局内でディスカッションして判断する予定

(主な委員からのご意見)

- ダッシュボードがセンシティブであるといった判断について制度があってもいいのではないか。
- どんどん生まれていく組み合わせを、それぞれセンシティブかどうか判定するプロセスが必要ではないか。

論点①- 3

行政データの共有をどこまで認めていいのか

(論点についての神戸市の当初の考え方)

統計加工後のデータであれば、法令上全て職員間で共有しても良いと考えていますが、自主規制によりセンシティブなダッシュボードについては、現時点では、例え区であっても共有するべきではないと考えています。ダッシュボードを共有する人の範囲は、原則全職員とし、センシティブなダッシュボードについては所管課ごとの個別対応とする予定

(主な委員からのご意見)

- 共有の範囲はセンシティブかどうかよりも、教育を受けているかどうかで共有したほうが良いと思う。
局や課で区分するよりも、教育段階で区分するべきだと考える。
- 研修などを経て、資格の有無で限定するか。
- 今回の意義は今まで自分の担当業務しか見れなかったデータをみんなが見れるようになるのが理想だが、それはできないので範囲を決めてやろう、ということだと思っている。
- 行政の縦割り情報を（税は最たるもの）匿名化することで共有できて、新たな政策を生み出せるということが最大の利活用になる。
- 他の課と一緒にやらないといけない事例があるといい。
- 職員に守秘義務があるのであれば、（共有範囲に）あまり制限をかけない方がよいのではないかとはい思う。
- アクセスログが取れるのであれば、（共有範囲に）制限をかける必要はないのではないかとはい思う。

論点①-4

職員間の共有において気を付けておいた方がいいこと

(論点についての神戸市の当初の考え方)

神戸市では、職員のITリテラシーを向上させる研修やセキュリティ研修を継続して実施するなど、取り組んでいくことで、全ての職員にデータを共有するリスクの軽減などを図っていきたいと考えています。

(主な委員からのご意見)

- 共有される情報はダッシュボードであり、ダッシュボードの表現手法はかなり重要である。
見せ方次第で誤解や読み違いを誘発してしまう、そのあたりのガイドラインや研修があるといい。
- いまの研修制度だと十分な人数を確保するのに相当な時間がかかりそうに見受けられる。
- 人材育成計画も併せて見直す必要がある。オンライン研修でもいいし、入庁時に全員必須研修にするなどやった方がよい。
- 情報の提供の仕方をきちんと学んだ方で作成するとか、第三者にデザインの監修に入ってもらうなどもいい。
- ダッシュボードの形になっていると、より興味ある情報を見られる、その分作り手側も伝え方を意識しないといけない。
- 庁内で共有するダッシュボードは言いたいことを主張するものではなく、フラットなダッシュボードであるべき。
- ダッシュボードを有効に活用するには、ダッシュボードを使いこなせる職員が十分にいる必要がある。
- 受け手側のリテラシーも重要になる（例：収入はトップ層が引き上げたりする、平均値の捉え方を間違えない）
- 個人情報保護審議会に諮問して答申を得ているのであれば、法令的には手続きを踏んだ取組となる。あとは活用する側のITリテラシーだと思われる。

論点①- 5

職員間のデータの共有目的で、どこまで公益性があると認められるか

(論点についての神戸市の当初の考え方)

データの利活用としてダッシュボードを共有することは、データの活用にイメージがわからない職員などにも有効。課題の発見や政策形成にも効果があると考えています。また、職員間においてダッシュボードを共有することで何らかのイノベティブな取組もでてくることも期待。統計加工したデータを共有することで得られる利益は大きいと考えています。

(主な委員からのご意見)

- 比較衡量という観点から、こういった目的でデータが共有されるのかという公益性と個人の不利益のバランスが重要。目的がなにかの議論の必要。地域別の世帯収入などが個人の不利益に繋がり、比較衡量の問題になるのか。
- 行政データの利活用が進み、政策立案に活かされ、市民サービスが向上することは好ましいこと。
- グローバルな観点で、公益よりも個人の利益が少なくなるか、という議論の中で要配慮個人情報できた。たとえ統計加工していても、その土地に住んでいる人の不利益になることがある。
- 個人情報保護法における要配慮個人情報の観点で、統計加工したときの利益衡量の検討をしていくべきではないか。
- 行政の縦割り情報を（税は最たるもの）統計加工することで共有できて、新たな政策を生み出せるということが最大の利活用になるのではないか。
- 今回の意義はいままで自分の担当業務しか見れなかったデータをみんなが見れるようになるのが理想だが、それはできないので範囲をきめてやろう、ということだと思っている。所属を超えて他の課と一緒にやらないといけない事例があるといい。一つの事例として、災害の時のハザードマップについて、もっと精緻にして個別に情報提供していくことをしたいが、いまの段階では個人情報の関係でできない。これも別々の部署のデータを組み合わせないと成り立たないが、結果としては命を助けることになる。こういう事例が増えれば、庁内でのデータ共有は非常に有意義になる。

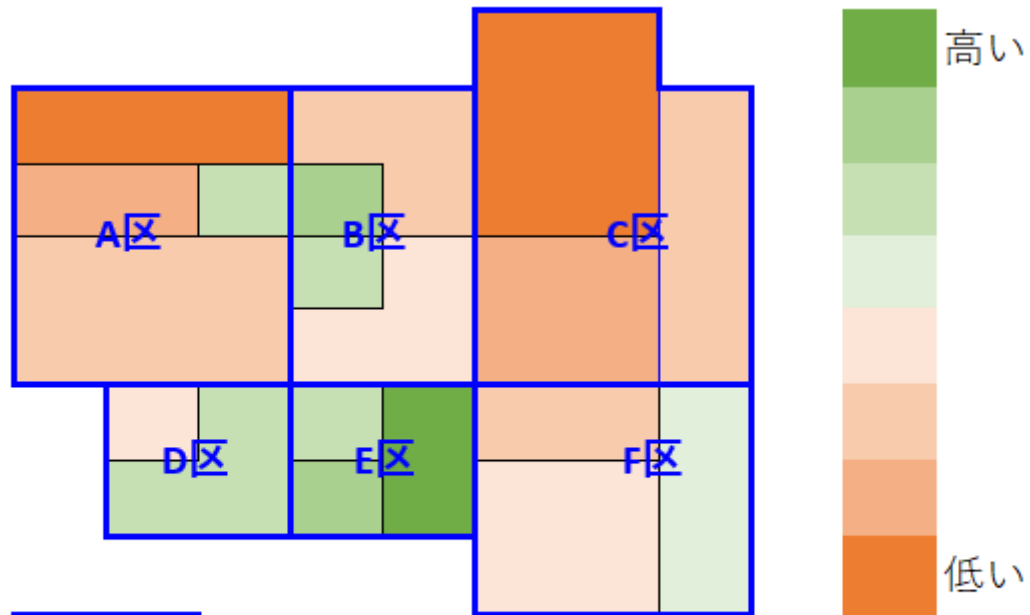
職員間で共有する難易度の整理（案）

	元データの種類	対応	ダッシュボードの粒度			元データの 状態
			区別	小学校別	町丁目別	
閲覧権限 レベル1	オープンデータ、センサーデータ など	○可視化して職員間で共有 ○市民へのわかり易い情報発信	●	●	●	統計加工 データ
閲覧権限 レベル2	住基データ、国勢調査データ、 経済センサスなど	○可視化して職員間で共有 ○町丁目ベースは秘匿化ができれば可	●	●	△	個票
閲覧権限 レベル3	税データ、生活保護データ、 就学援助データなど	○個別対応 ○区ベースでの共有を検討	●	△	—	個票
閲覧権限 レベル4	要配慮個人情報を含むデータ	○個別対応	—	—	—	個票

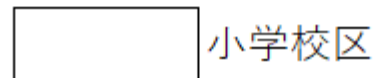
※「—」：個別対応：職員間で共有はせず、各局の所管課等と直接対応

【閲覧権限レベル3】世帯平均所得の分布など

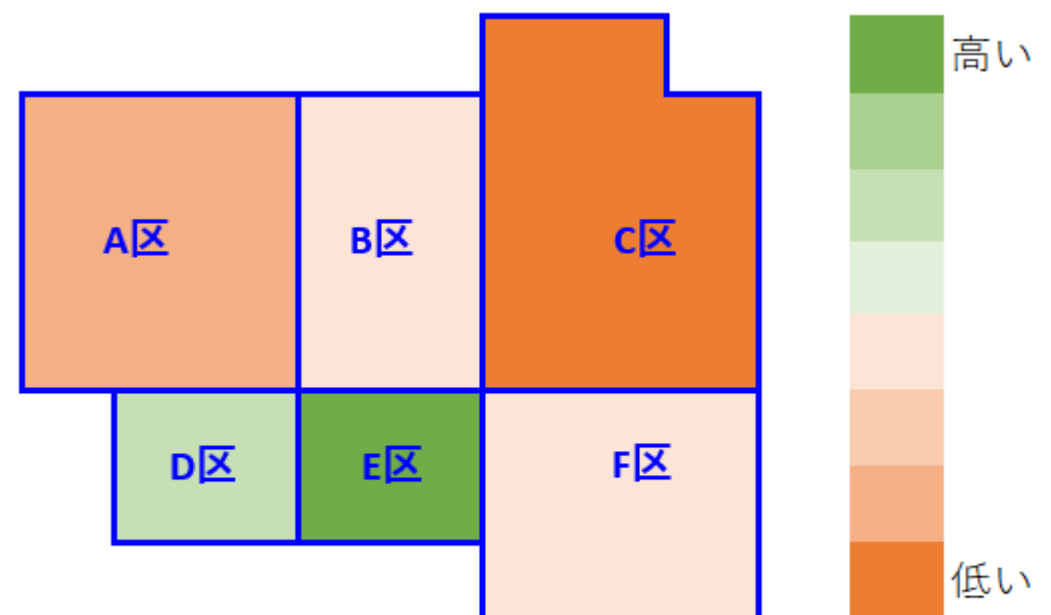
小学校区別 集計結果



※神戸市：171小学校区



区別 集計結果



※神戸市：9区



※各政令市で、区別の生活保護受給者数等は公表している

地域特性が顕著に分かる。
⇒「個別対応」とし全庁共有しない

政策立案に生かすには、解像度が低いですが、庁内共有することで、どんなデータ分析が「個別対応」可能なのか共有できる。

(論点① 委員からのご意見をいただいた上での神戸市の考え方)

○**閲覧権限レベル2**、例えば住基情報などについては、小学校区別であれば、特に秘匿を気にせず庁内共有しても問題ないとする。

↳国勢調査は、国籍や在留資格が区で1人でも公開されている。

↳市も町丁目の1歳階級で1人でも、従来から公開している。

○住基以外の基幹系の個人情報、行政データそのものが**閲覧権限レベル4**に位置づけている要配慮個人情報かどうかで判断し、要配慮個人情報であれば庁内においても広く共有せず、当面個別対応とする。

○**閲覧権限レベル3**、税データから得られる個人の所得情報は、要配慮個人情報ではないが、ダッシュボード化して情報公開請求を受け公開することになれば、差別につながる可能性が完全に否定できない情報であり、当面個別対応とする。

↳ただ、区別の生活保護受給世帯数は各自治体が公開しており、所得情報は民間住宅情報サイトで推計平均値が公開されていることなどを踏まえると、区別であれば共有してもそれほど問題ないと考えられる。

○所得情報は、政策形成にはかなり重要な情報であることから、今後、小学校区別のダッシュボードを共有していく際は、東京大学の研究チームの方法を参考に個票データを匿名加工してから統計情報に加工した方が、個人を特定されるリスクがかなり低くなり安全

○税情報であっても、固定資産税の納税開始時期や共働き率、法人市民税の業種別集計結果などは、差別につながるとは考えにくい情報であり、庁内共有は問題ないとする。

(参考) EBPM推進のための自治体税務データ活用プロジェクト

(主体) 東京大学政策評価研究教育センター (CREPE) 研究チーム

(趣旨) デジタル改革関連法の施行を見据え、複数の地方自治体及び東京大学政策評価研究教育センター (CREPE) が連携し、①政策現場におけるEBPM (evidence-based policy making) の推進と②アカデミアにおける実証研究の発展を目指す。

(目的) ①政策現場におけるEBPMの推進

- ・必ずしもリソースに余裕がない自治体も含めて、最新の経済学やAIに基づくデータ分析を利用可能にする。
- ・法学者・情報工学者の参画のもと、個人情報保護と両立したデータ利活用を実現

②アカデミアにおける実証研究の発展

- ・匿名化されたマイクロデータを基に研究を実施

(概要) ①自治体が、匿名化された個人レベルの税務情報をCREPEに提供

②CREPEが、計量経済学の知見やAIを用いて税収予測等のデータ分析を行い、参加自治体にフィードバック

③CREPEが、提供されたデータに基づき学術研究を実施

※税収予測以外にも、(所得・格差関係) (雇用・家計関係) (人口増減・移動関係) などの分析も検討中

(匿名化方法) 個人情報保護及び匿名化の専門家の監修の下、2つの匿名化手法を用意

(Ⅰ) 簡易な匿名化

- ①氏名、個人番号 (いわゆるマイナンバー)、住所等を事前に削除
- ②宛名番号、世帯番号のハッシュ化
- ③宛名番号をキーにして、複数年のデータの結合
- ④生年月日の月単位への丸め

(Ⅱ) 簡易な匿名化

- ①氏名、個人番号 (いわゆるマイナンバー)、住所等を事前に削除

①特異な世帯の世帯番号の秘匿

②宛名番号、世帯番号のハッシュ化

③宛名番号をキーにして、複数年のデータの結合

④所得、賦課額等のトップコーディング (上位1%)

⑤生年月日の月単位への丸め

⑥生年月、性別、郵便番号について、「3-匿名性」を判定し、

「3-匿名性」を満たさないものは、「3-匿名性」を満たすまで秘匿化

⑦各世帯番号(のハッシュ値)について、50%の確率でのランダムサンプリング

論点②

論点②

その他行政データの利活用に関するあるべき姿について、その具体策、他都市の有効な事例、活用についての課題、どのような点に気を付けるべきかなどについて

(主な委員からのご意見)

- 個人情報関係ではないが、EBPMでいいと思った事例で前橋市の事例がある。空き家がどこにあるのか調査を市データ（住基・固定資産税）・民間データ（電気・水道）を併用して取り組んでいる。ダッシュボードでは分布データが多いが、EBPMのことを考えると、一つのデータではなく複数のデータを使わないと、政策立案に繋がらないのではないかな。
ダッシュボードの使い道の幅を広げないとEBPMに繋がらないのではないかな。
- 会津若松市の事例として、住基情報をあらかじめGISでポイントデータで管理、窓口に来た人に共有している。業務レベルであればポイントデータをうまく活用する方法もある。高齢者のワクチン接種の広報紙配布方法についてもこれを利用した。特定できる情報の活用についても考えていかなければならない。災害時や人の命がかかっているときには使えるようにした方がいい。災害時のみ公開するダッシュボードを設定するような議論も必要かと思う。

論点③

論点③

オープンデータとして外部に公開する際の注意点などについて①

(論点についての神戸市の当初の考え方)

神戸市としては、庁内で全職員に共有しているダッシュボードについては、完全な秘匿化（完全な統計加工）を行った上で、全てオープンデータとして公開しても良いと考えている。

(主な委員からのご意見)

- 市民にオープンにする場合は（庁内で共有するより）市民にとってさらに利益・不利益になる可能性がある。まずは庁内利用とオープンデータを分けて考える必要が大前提としてある。
- 庁内の政策に使う場合と市民にオープンにする場合、影響が違いすぎるのでルールを分けた方がいいと思う。
- 神戸市では、そもそもオープンデータを積極的にすすめているらしいが、すでにあるオープンデータサイトとダッシュボードの公開をどう差別化するのか。オープンデータが大事なのは公開することではなくそれをちゃんと使ってもらっているのかということ。公開した後のルール作りをデジ庁でもしている、更新頻度の問題もある。
- センシティブじゃないとして庁内に共有しても、オープンデータにする際は注意が必要
- どんどん生まれていく組み合わせをオープンデータにするかどうかを決めていくプロセスが必要
- 個人特定のリスクについて、オープンデータの中には10人以下の数字が出てしまうところはアスタリスク処理を行ったり、90歳以上で数人になってしまうなら80歳以上にしたりをする。何人以上ならいいのかという基準が組織によって異なる。その基準を組織として決めておくことが大事。

論点③

オープンデータとして外部に公開する際の注意点などについて②

- 事務局はダッシュボードを公開することを想定しているのか、それともデータのまま公開することを想定しているのか。行政が持っているデータは原則公開することとなっている（他県にまたがるなど情報等の例外あり）。ダッシュボードで公開する場合は新しい資格情報として、神戸市からのメッセージとしてとらえられる可能性がある。オープンデータは利用者側の責任で利用するもの。
- 利用者側に利用や加工を委ねるもの（オープンデータ）と、市が加工して見せる場合（ダッシュボード）とでは事情が違うので、その認識を気を付けないといけない。また、ダッシュボードとして公開する場合、データはダウンロードできないけど閲覧はできるという方法もある。（RESASの例）有償データと組み合わせて公開用のダッシュボードを作ること、中小企業と大企業の情報格差を埋めることなどに有効ではないか。
- データ分析の講義の際に、典型的にでてくる例としてマサチューセッツ州の話がある。医療の診療時間情報（統計化）と選挙人関係の別情報の組み合わせで病気の人の特特定ができてしまったという事例。ダッシュボードで市民がそのようなことが出来てしまうようになる恐れがあるがそれは市が止めに行かないといけない。最初から止めるのか、結果として出来てしまう前提で規制するのか。どこまで止めに行くのか。
- RESASは基本的にダウンロードして利用できるが、規約上できないものもある。コロナ禍で新しく、飲食店・観光業の情報をリアルタイムで見られるようになった。神戸市でもローカルな情報を出すと公益性は高い。
- ダッシュボードで公開する場合、研修を受けた人が作成するとか第三者委員会をいれるようにすれば誤解をあたえないものを作れると思う。コロナ禍で東京都がセンシティブなデータ（陽性者・死亡者等）をヴィジュアルでだすとき、民間業者をいれて議論の上公開してうまくいった。
- ダッシュボードは新しい行政サービスになりうる、オープンデータは基本的にだすもので整理しなくてはならない。

論点③

オープンデータとして外部に公開する際の注意点などについて③

- カナダで子供たちの医療データを統計化・匿名化し、研究機関や製造メーカーに提供している事例がある。
そのプロセスの中で 患者さんの不利益にならないか委員会を作ってその都度審査している。そのような審査会を企画調整局外につくるあるいは委員会をつくるのはひとつではないか。
- 現状公開しているオープンデータを基にしたダッシュボードはダウンロードも許可していいと思う。
住基情報など元データがオープンデータじゃない場合は要注意、閲覧オンリーにするなどしっかり整理する。
フロー・チェック・管理が重要だと思う（公開場所を分けて管理するなど）。オープンデータはすべてのリソースをダウンロード可とかにしておくべきもの
- 市が匿名化したものが戻ってしまう・再集結してしまう可能性はどれくらいあるのか。
- 他情報（市役所外の民間情報など）との組み合わせ次第ではこわいところはある。市役所の組み合わせを超えたものになってしまう。とはいえ、まとめすぎてしまうと面白くないデータになってしまう。
- どこまで統計処理するか、どこまでしたら安心というラインをつくるのは非常に難しい。ある程度の利便性と性善説を信じてやるしかない。
- ドイツではかなり安全を取って、（まとめる）数字が大きすぎるため、民間では使えない（意味のない）データになっている。
匿名化しすぎて意味のないデータになる可能性がある。国の調査の基準に準じることもありだが、完全に安全は難しいと思う。
- 国は各調査ごと秘匿化する基準を決めているのでそれに合わせて決定するのが良い。

(論点③ 委員からのご意見をいただいた上での神戸市の考え方)

○庁内で共有している統計情報を外部に公開する場合は、統計ごとに国の基幹統計の秘匿基準を参考に秘匿し、公開する。

(参考) 各府省における集計結果表の秘匿処理

調査対象	標本	全数
事業所等	<ul style="list-style-type: none">①客体数が少ない場合、結果を非表示（“x”等に置換え）（賃金引上げ等の実態に関する調査等）②①の他、合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理（サービス業基本調査）③客体数が3未満の場合、客体数は表章するが経営に係る項目は非表示（農林水産関係の統計全般）④事業所数が一定数以下かつ従業者数が一定数以下の場合非表示（屋外労働者職種別賃金調査等）⑤労働者数を10人単位で表章（賃金構造基本調査）	<ul style="list-style-type: none">○客体数が少ない場合、結果を非表示（“x”等に置換え）合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理（工業統計調査、商業統計調査、学校教員統計調査等）
世帯	<ul style="list-style-type: none">○表章単位の丸め（1000世帯、万人等）（労働力調査、国民生活基礎調査等）	<ul style="list-style-type: none">○表章区分の統合（小地域集計（国勢調査））